

少人数学級の推進，計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度 拡充に係る意見書

令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正されたことにより，小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの，今後は小学校にとどまることなく，全ての子供たちにきめ細かな教育が行き届く環境を充実するため，中学校・高等学校での早期実施も必要である。

学校現場では，貧困，いじめ及び不登校等の問題を抱える児童生徒の対応や，障害のある児童生徒，外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒への対応等，解決すべき課題が山積している。

一方，このような複雑かつ多様な課題に対する教員の対応は，深刻な状況となっており，「学校における働き方改革」が急務となっている。文部科学省においても，教員の事務作業などを支援する動きがあるが，国段階での国庫負担に裏付けされた計画的な加配教員の増員及び少数職種の配置増等，教職員定数の改善が不可欠である。

また，部活動の地域への移行に向けては，継続的な予算・財源の確保は不可欠であり，さらに，GIGAスクール構想の推進・ICT機器の活用等，時代に対応する教育環境整備に加え，物価高騰により，教育予算についても大きく影響を受けていることから，国による十分な予算確保が必要である。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，全ての子供たちに豊かな教育を保障するため，下記の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 中学校・高等学校の学級編制標準においても全学年35人学級を実現すること。
- 2 計画的な加配教員の増員及び少数職種の配置増等の教職員定数の改善を図ること。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため，地方財政を確保した上で，義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出する。

呉市議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣